

南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱

医政発 0517 第 9 号
令和 5 年 5 月 17 日

1 目的

この事業は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業を推進することを目的とする。

2 交付対象

日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会、その他厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、へき地医療拠点病院及びへき地診療所以外の施設については、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が開設する医療施設が実施する南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業

3 交付条件

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条又は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条の規定に基づき、市町村長が作成する「津波避難対策緊急事業計画」に記載された施設であって、次に掲げる（１）から（22）のうち、いずれかに該当する病院、診療所又は助産所であること。

（１）救命救急センター

昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター

（２）病院群輪番制病院及び共同利用型病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県知事又は市町村長若しくは地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合の管理者の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院

(3) 救急告示病院

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」において、第二次救急医療を実施している病院

(4) 在宅当番医制病院

地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院

(5) 在宅当番医制診療所

地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所

(6) 在宅当番医制歯科診療所

地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所

(7) 休日夜間急患センター

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、市町村が行う(委託を含む)休日夜間急患センター

(8) 休日等歯科診療所

地方公共団体の委託等により休日・夜間における診療又は心身障害者(児)に対する診療を行う歯科診療所

(9) 時間外診療実施診療所

平成24年3月5日保医発第0305第2号厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」により、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生(支)局に行っている診療所

(10) 災害拠点病院

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院

(11) へき地医療拠点病院

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」(以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。)に基づき、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院

(12) へき地診療所

へき地保健医療対策実施要綱に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所（医師及び看護師住宅を含む。）

(13) 周産期母子医療センター

平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」に基づき、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター

(14) 小児救急医療拠点病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院

(15) 在宅医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している病院

(16) 在宅医療実施診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している診療所

(17) 在宅医療実施歯科診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している歯科診療所

(18) がん医療実施診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所

(19) 脳卒中医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院

(20) 精神科病院

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）法第19条の8に基づく指定病院

- イ 平成18年厚生労働省告示第94号「特掲診療料の施設基準等」に定める基準を満たす精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、又は重度認知症患者デイ・ケアを実施している精神科病院
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する共同生活援助を実施している精神科病院
- エ 昭和57年4月16日衛発第360号公衆衛生局長通知「精神障害者社会復帰適応訓練事業の実施について」に基づく精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神科病院
- オ 平成12年3月31日障第251号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に協力支援している精神科病院
- カ 障害者総合支援法第5条第6項に規定する生活介護を実施している精神科病院
- キ 障害者総合支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を実施している精神科病院
- ク 障害者総合支援法第5条第13項に規定する自立訓練を実施している精神科病院
- ケ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を実施している精神科病院
- コ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を実施している精神科病院
- サ 障害者総合支援法第5条第17項に規定する相談支援を実施している精神科病院
- シ 障害者総合支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを運営している精神科病院
- ス 障害者総合支援法第5条第22項に規定する福祉ホームを運営している精神科病院

(21) 精神科救急医療センター

平成17年7月7日障発0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する精神科救急医療センター

(22) 助産所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長

通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、
分娩を実施している助産所